



長 労 発 基 0731 第 1 号
令 和 8 年 7 月 3 1 日

長崎地方最低賃金審議会
会 長 深 浦 厚 之 殿

長崎労働局長 高 西 盛 登

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金
の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 8 年 7 月 1 日付けをもって、申出代表者 日本基幹産業労働組合
連合会 長崎県本部委員長 荒瀬 智幸 から最低賃金法（昭和 3 4 年法律
第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、長崎県はん用機械器具、
生産用機械器具製造業最低賃金（平成 2 0 年長崎労働局最低賃金公示第
4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定によ
り、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



長 労 発 基 0731 第 2 号
令 和 8 年 7 月 3 1 日

長崎地方最低賃金審議会
会 長 深 浦 厚 之 殿

長崎労働局長 高 西 盛 登

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機
械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 8 年 7 月 1 日付けをもって、申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 西九州地方協議会 長崎地域協議会議長 小林 太樹 から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 2 0 年長崎労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



長 労 発 基 0731 第 3 号
令 和 8 年 7 月 3 1 日

長崎地方最低賃金審議会
会 長 深 浦 厚 之 殿

長崎労働局長 高 西 盛 登

長崎県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金
の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 8 年 7 月 1 日付けをもって、申出代表者 日本基幹産業労働組合
連合会 長崎県本部委員長 荒瀬 智幸 から最低賃金法（昭和 3 4 年法律
第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、長崎県船舶製造・修理業，
船用機関製造業最低賃金（平成 2 0 年長崎労働局最低賃金公示第 2 号）
の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、そ
の必要性の有無について、貴会の意見を求める。